

平成27年度第4回理事会

議事録

平成27年12月8日（火）

公益財団法人 武藏野市福祉公社

平成27年度 第4回 公益財団法人武藏野市福祉公社理事会

1. 開催日 平成27年12月8日(火) 午前10時00分から11時15分まで

2. 会場 本部事務所1階 会議室

3. 理事の現在数 6名 (定足数 4名)

4. 出席者	理事長(議長) 長澤 博暁	理事 安達 高之
	理事 安藤 真洋	理事 大野 壽三枝
	理事 黒竹 光弘	常務理事 福島 文昭
	監事 安田 大	監事 五十嵐 利光

5. 欠席理事数及び氏名 理事0名 監事0名

6. 傍聴者 0名

7. 議事日程

- 日程第1 議案第18号 特定個人情報の取り扱いに関する規程の制定(案)について
- 日程第2 議案第19号 職員就業規則の一部改正(案)について
- 日程第3 議案第20号 準職員就業規則の一部改正(案)について
- 日程第4 議案第21号 登録ヘルパー就業規則の一部改正(案)について
- 日程第5 議案第22号 フレックスヘルパー就業規則の一部改正(案)について
- 日程第6 議案第23号 家事援助等給付事業実施規則の一部改正(案)について
- 日程第7 議案第24号 平成27年度第3回評議員会の開催について
- 日程第8 報告事項1 資産運用について
- 日程第9 報告事項2 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 長澤 博暁

9. 議事録署名人 理事長 長澤 博暁
監事 五十嵐 利光
監事 安田 大

長澤理事長から本日の出席者について出席理事6名、定数6名で定款第35条による過半数4名を満たしており、本理事会は有効に成立している旨の報告があった。また、本理事会の議事録署名人は、定款第36条第2項により出席した理事長と監事が行う旨の報告があった。

10. 議事の経過及び結果

議案第18号 特定個人情報の取り扱いに関する規程の制定について

議案第19号 職員就業規則の一部改正について

議案第20号 準職員就業規則の一部改正について

議案第22号 フレックスヘルパー就業規則の一部改正について

長澤理事長から、関連性があるため一括審議の申し出がなされ、他の理事から異議なく一括して審議することとした。

事務局説明

福島総務課長 議案第18号 特定個人情報の取り扱いに関する規程の制定についてご説明します。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨及び目的にかんがみ、公益財団法人武藏野市福祉公社における特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを確保するとともに、公社に対し本人が保有する特定個人情報の開示、訂正、消去並びに収集、目的外利用及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、公社の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することに資するよう、公益財団法人武藏野市福祉公社個人情報保護規程の特例を定めるため、承認を求めるものでございます。詳細については、担当からご説明申し上げます。

新谷総務主査 特定個人情報の取り扱いに関する規程（案）についてご説明します。特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインにより、事業者には安全管理措置として個人番号を取り扱う事務の明確化、特定個人情報の範囲の明確化、事務取扱担当者の明確化が定められており、これらの明確化した事務における特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために、取り扱い規程等を策定しなければならないとされていることから、特定個人情報の取り扱いに関する規程を定めるものです。

第1章は、総則として、本規程の目的や公社の責務等を定めたものです。

第2章は、特定個人情報の収集、管理、利用及び提供として、収集の制限、適正な管理、操作状況の記録、委託等に伴う措置、受託者等の責務、個人番号の利用範囲、目的外利用の制限、提供の制限、保護措置について定めたものです。

第3章は、特定自己情報の開示、訂正等の請求として、特定自己情報の開示請求権、特定自己情報の開示、訂正、及び消去の請求権、収集、目的外利用または提供の停止の請求権、請求の手続、請求による当該自己情報の収集、利用等の一時停止、請求に対する決定、開示等の実施、費用負担を定めたものでございます。

第4章は、救済の手続等として、公社に対する苦情処理、個人情報保護規程の適用について定めたものでございます。

第5章は、雑則として、他制度との調整、個人情報保護規程の適用除外、委任規程を定めたものです。

次に、参考資料1をごらんください。参考として、特定個人情報の適正な取り扱いの確保について組織として取り組むための基本方針（案）を添付いたしました。

これは、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインにより、特定個人情報等の適正な取り扱いの確保について組織として取り組むために基本方針を策定することが重要であるとされているもので、事業者の名称、関係法令、ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項、質問及び苦情処理の窓口等を、その内容としています。

次に、参考資料2、特定個人情報の取り扱いに関する要綱（案）をごらんください。本要綱は、規程第27条による委任を受け、理事長が定めるものでございます。

第1章は、個人情報を取り扱う範囲、特定個人情報の範囲等を定めています。

第2章は、安全管理措置として組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置について規定しております。

第3章は特定個人情報の取得、第4章は利用、第5章は保管、第6章は提供、第7章は開示、訂正等、第8章は廃棄、削除等についての詳細を定めております。

福島総務課長 議案第19号 職員就業規則の一部改正、議案第20号 準職員就業規則の一部改正、議案第22号 フレックスヘルパー就業規則の一部改正についてご説明申し上げます。

これらは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするため、承認を求めるものでございます。

それぞれの詳細については、担当からご説明申し上げます。

新谷総務主査 職員就業規則の一部改正の詳細について、ご説明申し上げます。

第5条では、採用試験を受ける際に提出する書類について記載されております。3号に、住民票記載事項の証明書とありますが、住民票取得の際に希望すると個人番号が記載されることとなっております。個人番号が記載されたものは、番号利用法に定める目的外利用ができないことから、目的は住所の確認のため、個人番号が記載されないよう明記したものです。また、住民票の写しでも可能なため、住民票の写しの文言を加えました。

第6条は、選考方法について規定しておりますが、2号の住民票につきましては、前条で採用試験申し込み時に提出していることから、削除し、個人番号の提出と確認のため、2号と3号を追加するものです。

第3章、服務においては、個人番号の提供の求め、及び、本人確認への協力を定めるため条を追加するものです。

続きまして、準職員就業規則の一部改正の詳細についてご説明申し上げます。

第3章、服務規律に条を追加し、個人番号の提供の求め、及び本人確認への協力を追加するものです。

また、別添2のとおり、採用時に提出する誓約書に「私及び私の家族の個人番号の提供の求め、及び、本人確認に協力すること」を追加するものです。

続きまして、フレックスヘルパー就業規則の一部改正の詳細についてご説明申し上げます。

第3章、服務規律に条を追加し、個人番号の提供の求め、及び、本人確認への協力を追加するものです。

質疑

安田監事 議案第18号の第20条、「参入しない」というのは、これは算数の「算」ではないか。 続いて、第21条の第1項、「公社は、第20条」となっているが、「前条」になるのではないか。 第2項も同じ。24条の1項、「意義の申し出」の異議は異なるほうの「異」ではないか。 第2項も同じ。第18号議案の参考資料の2番の37条、第7章、特定「個人情報取り扱いに関する規程」に「の」の字が入るのが正しいのでは。38条の1行目と40条の1行目も同じ。

議案第19号第6条の第2項、前項第2号の身元保証人となっているのは、第2号ではなくて第4号になろうかと思います。

新谷総務主査 ありがとうございました。訂正いたします。

大野理事 議案第18号の第13条、第3章の第13条2項、「未成年者、もしくは成年後見人の法定代理人または」と書かれているが、「未成年者の法定代理人、もしくは成年後見人、または

本人の委任による」とは訂正されたほうがいいと思います。

新谷総務主査 そのように修正いたします。

大野理事 議案第18号の特定個人情報の取り扱いに関する規程の第5章の第26条、個人情報保護規程との関係を定めているところですが、「個人情報保護規程第5条第2項第2号、第6条第2項、第13条第2項及び第3項の規定は、特定個人情報には適用しない」となっているが、個人情報保護規程第5条は、「公社に次に掲げる個人情報を収集してはならない」と定めていて、しかしながら、2項で、「次の場合は個人情報を収集することができる」と定めていて、第1号が「法令または条例に定めがあるとき」、第2号は、「公社が個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき」。こういう場合は、情報を収集していいですよというふうに定めている。これを特定個人情報には適用しないというのではなくなぜか。

新谷総務主査 個人番号の取り扱いの内容として、特定個人情報の取扱いに関する規程第9条に公社が個人番号を取り扱う事務範囲を定めておりませんので、ここに定められるもの以外では使用しないこととしているので除外をしたものです。

大野理事 福祉公社の場合、成年後見等の事業で被後見人のマイナンバーを取り扱うのではないか。その場合、ここで規定されている範囲だけと限定できないのではないか。

長澤理事長 荒井課長、成年後見で個人番号を取り扱う場面はございますか。

荒井課長 成年後見人として、マイナンバーを書類として保管する予定でございます。後見人として職務としては実際使うことはないが、後見にかかる事務処理等に必要なときに貸し出すようにお預かりさせていただこうと思っております。

長澤理事長 大野理事から、例外規定を入れると成年後見等の事務において使用ができなくなるのではないかとご指摘でございますが、どうですか、事務局。

新谷総務主査 おっしゃるとおりなので、削除いたします。

長澤理事長 ほかの理事の皆さん、その辺はよろしいですか。

それでは、大野理事の指摘により26条を削除で、27条を繰り上げという形にさせていただきますが、よろしいですか。

安達理事 特定個人情報の取扱いに関する規程第7条に特定個人情報業務の中で2つに分けて、個人番号に関する事務と分けて取り扱いを規定しているがどのようなことが想定されるのか。

福島総務課長 第7条にある特定個人情報業務とは法的には規定がされていません。特定個人情報業務の中でも番号には直接触れないような業務と区分し、法に規定された個人番号関係事

務を扱う業務について規定したものです。

このほかに理事から質疑、意見はなく、 議案第18号 特定個人情報の取り扱いに関する規程の制定については、字句の修正、及び、26条削除ということで修正をしたものとして、採決の結果、全会一致で本案は承認された。

議案第19号 職員就業規則の一部改正については、字句の修正をしたものとして、採決の結果、全会一致で本案は承認された。

議案第20号 準職員就業規則の一部改正について、議案第22号 フレックスヘルパー就業規則の一部改正については、一件ずつ採決の結果、全会一致で本二案は承認された。

議案第21号 登録ヘルパー就業規則の一部改正について

事務局説明

福島総務課長 議案第21号 登録ヘルパー就業規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。本議案は、退職者を再雇用するため、また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、登録ヘルパー就業規則の一部を改正するため、承認を求めるものでございます。詳細については、担当からご説明させていただきます。

新谷総務主査 詳細についてご説明申し上げます。第3条第1項では、雇用予定者名簿への登録について、年齢65歳以下の者と規定しておりますが、介護者資格保持者の活用を図る観点から退職者の再登録を進めていくため、適用除外事項を定めるものです。また、第3章 服務規律に条を追加し、個人番号の提供の求め、及び、本人確認への協力を追加するものです。

質疑

質疑、意見なく議案第21号 登録ヘルパー就業規則の一部改正については採決の結果、全会一致で本案は承認された。

議案第23号 家事援助等給付事業実施規則の一部改正について

事務局説明

福島総務課長 家事援助等給付事業実施規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。平成27年10月から、地域別最低賃金の時間額が907円に引き上げられ、協力員の活動費を値上げしていることから、個別サービス利用料金を改定するため承認を求めるものでござります。詳細については担当からご説明いたします。

荒井課長 詳細についてご説明いたします。平成27年の10月から地域別最低賃金の時間額が907円に引き上げられたために、協力員の活動費を同月10月から家事援助910円、家事介護1,010円、力仕事1,110円に引き上げました。そのため、現行の利用料金が家事援助900円、家事介護1,000円、力仕事1,100円と、福祉公社の持ち出し分が生じているために利用料金を改定いたしたいと存じます。また、地域別最低賃金の時間額が近年毎年19円引き上げられておりまして、来年度も同等の引き上げが見込まれるに当たり、来年度の引き上げ額を想定して家事援助950円、家事介護1,050円、力仕事1,150円と、いずれも50円アップした利用料金といたしました。特に、来年度2回利用料金を改定することによるご利用者様の混乱を避けるために、平成28年4月の1回の改定で対応したいと存じます。

質疑

質疑、意見なく「議案第23号 家事援助等給付事業実施規則の一部改正について」は、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

議案第24号 平成27年度第3回評議員会の開催について

事務局説明

福島総務課長 議案第24号 平成27年度第3回評議員会の開催についてご説明申し上げます。

定款第17条の規定により、「評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要のある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する」とされていることから、別紙議事日程（案）のとおり開催することについて承認を求めるものでございます。

質疑

質疑、意見なく「議案第24号 平成27年度第3回評議員会の開催について」は、採決の結果、全会一致で、原案のとおり承認された。

報告事項1 資産運用について

事務局報告

新谷総務主査 老後福祉基金の資産運用状況についてご報告いたします。老後福祉基金は、事業運営資金として取り崩すことを考慮し、定期的に償還されるように運用を計画しています。

今年度は、兵庫県公債額面1億4,000万円が既に償還されており、12月25日に大阪府公債額

面1億2,000万円が償還予定となっております。今後の償還予定は、平成28年に大阪市公債5,000万円、平成31年に大阪府公債3,000万円となっております。このことから、今年度償還される資金2億6,000万円と、運用せずに普通預金となっている5,660万円ほどとを合わせた3億1,660万円のうち3億円を、償還する年を平成29年、平成30年、平成32年に分け、1億円ずつ運用したいと考えております。平成27年12月25日新発債、大阪府公募公債2年と5年に1億円ずつ予約申し込みをいたしました。平成30年償還予定の運用分は、現在、検討中となっております。以上、ご報告申し上げます。

質疑、意見なし

報告事項2 理事長及び常務理事の職務執行状況について

理事長報告

長澤理事長 私からは、今年度の重点事業である4事業についてのご報告を申し上げます。

まず、介護保険制度改革の対応ですが、新たな総合事業としてホームヘルプ、デイについては市のみなし指定事業者として総合事業への対応を図っておるところでございます。要支援1、2の方についての対応を図ることとしております。また、ホームヘルプセンターでは、市認定ヘルパー、いきいき支え合いヘルパーの養成講座を受託し、現在実施しているところでございます。介護報酬単価の引き下げ対応ですが、デイにつきましては、加算の変更や稼働率向上にて対応しているところでございます。ホームヘルプセンターについては、若干厳しいところもございますが、利用者拡大に向けて鋭意努力をしているところでございます。次に、2点目、新たな在宅サービス事業の展開ですが、つながりサポート事業については中長期事業計画では今年度の目標件数20件と定めております。11月末現在、18世帯の契約で、ほぼ今年度中に計画の目標値は達成できる見込みとなっております。地域福祉権利擁護事業の拡充についてですが、26年度末2名でしたが、11月末現在8名、契約準備10件という状況でございます。この事業につきましては、東京都社会福祉協議会の委託事業であり、より多くの市民の方々に権利擁護事業を利用していただこうということで、拡充する方向で進めてきましたが、さまざまな問題点が出てきており、今後、本事業の問題点をどう補完していくのか、検討していく必要があると感じておるところでございます。第3に、生活困窮者自立支援法関連事業の展開ですが、平成27年7月の担当者会議で、本市の状況については東京における標準的なものだと報告を受けております。事業実施の目的は、第二のセーフティーネットとして生活保護に至る前の事業ですが、住宅確保給付金対象者は就労自立が目的で、自立に至ったケースもございますけれども、

社会適応が困難な対象者が多いというのが現場の印象でございます。最後に、武藏野市財政援助出資団体の方検討委員会見直し案に対する検討ですが、平成27年7月に事務レベルの検討会第1回を開催し、公社と社協、それから、市の三者で事務レベルの協議をしているところでございます。第2回では、公社と社協の役割の検討と統合のメリット・デメリットを協議したところでございます。現在は公社を設立していた団体にアンケートを実施しております、統合された団体もございますので、他の自治体の状況も踏まえながら、メリット、デメリットについて再度確認を行うところで事務レベルでは進んでおります。本年度の重点事業についての進捗についてご報告を申し上げました。

常務理事報告

福島常務理事 それでは、本日机上にお配りいたしました第2期中長期事業計画・財政健全化計画の進捗状況についてご報告いたします。順に、主要な部分についてご説明させていただきます。中長期事業計画のうち、通所介護事業所研修会の継続、デイサービスセンターボランティアの育成については、記載のとおりでございます。デイサービスセンターのセーフティーネット機能の充実といたしましては、重度者や認知症の受け入れに対応できるよう研修受講を進めています。デイサービス全体の運営状況としては、7から9月の平均稼働率97.5%となつております。介護報酬の引き下げや加算の取得不可による大幅減収が予想されましたが、稼働率を上げることによりまして微減に抑えられたというところでございます。社会活動センターでは、講座を利用した介護予防支援として効果測定マニュアルの検討を行っており、今後利用者の状態に変化があった場合のリスクマネジメントについても検討していく予定でございます。地域健康クラブに関しましては、28年度から低体力者クラスの新設を行うとともに、4クラス増設ということで予算を調整中でございます。自主グループ活動の支援は、半年講座の終了予定者を対象に説明会を10月に実施したところでございます。援助を必要とする受講者の支援につきましては、4名がサポートボランティア活動を行っており、現在、デイサービス、配食ボランティアを対象に社会活動センター講座体験会を開催しているところでございます。

地域福祉活動の支援、「ふれあいまつもと」の方検討会において指摘された事業等につきまして、本計画において見直しを現在行っているところでありますので、30年度実施に変更をいたして実施することとした

したいと考えております。広報の充実については、公社のサービスを利用する方に見やすいホームページを目指して、現在、リニューアルを検討中でございます。社屋の長期保全計画については、記載のとおりでございます。財政健全化計画の推進としては、3カ月に一度進捗状況報告書により報告を行うとともに、詳細な進捗状況管理のため半期に一度、課長、係長を対象に理事長ヒアリングを実施することとし、10月から実施をしているところでございます。社会福祉法人武藏野市民社会福祉協議会との統合の検討は、理事長からの説明のとおりでございます。つながりサポートサービスについては、現在利用者11世帯15名で、有償サービスは前年度比32世帯43人の減という状況です。有償在宅サービス利用者については、今後の移行、希望サービスを聴取中でございまして、計画的に円滑な移行を支援してまいりたいと考えております。地域福祉権利擁護事業は、今年度3世帯利用を開始いたしまして、権利擁護レスキューについては2件の利用がございました。権利擁護事業については前年度比2名減の利用者でございます。成年後見人連絡会議の設置運営については、9月に連絡会の準備会を開催し、会の発足と次年度からのスタートに関して合意をしたところでございます。今年度はあと2回準備会を開催し、内容の検討を行ってまいります。生活困窮者自立支援事業につきましては、9月末までの利用申込者総数が16名でございます。市民後見人の養成は、28年1月から6日間の予定で後見人養成講座を実施予定でございます。地域福祉権利擁護事業生活支援員の養成、在宅介護支援センター機能の周知については記載のとおりでございます。地域に密着した福祉情報の発信としては、社会資源調査を行い、サポートマップとして西久保地域版を作成いたしました。12月には中町版のサポートマップを作成予定です。地域ケア会議については、記載のとおりです。在宅介護支援センターのソーシャルスキルの向上については、認知症虐待のテーマについて継続して研修会に参加し、伝達研修により職員にフィードバックをしているところでございます。また、毎朝のミーティングで利用者ごとに方針を立て、チームアプローチを行っております。補助器具センターにつきましては、現在あり方検討会を設置し検討中でございます。訪問介護員の職務内容の広報と人材確保につきましてですが、介護職員初任者研修は24名が修了、修了式の際、福祉公社において介護職員就職支援講座を開催し、ケアキャリア制度の説明、現役ヘルパーの体験談とともにケアキャリア制度対象事業所の求人票をまとめ、情報提示を行い、対象事業所への就労につながるよう努めたところでございます。また、過去にホームヘルプセンターに登録していたヘルパーに再雇用の案内をいたしまして、現在、20名の希望があり調整中でございます。認知症高齢者見守り支援ヘルパー養成研修の充実、市内全体のヘルパー人材育成の充実については、記載のとおりでございます。地域支援事業訪問介護員の養成については、

10月、16、19、20日で実施をいたしまして、今後については認定ヘルパーの需要と供給について高齢者支援課と協議し、開催を検討してまいります。ホームヘルプセンターのあり方の検討については、9月から検討に着手をし、計5回開催をしていく予定でございます。地域支援事業訪問介護の展開については、記載のとおりです。北町高齢者センターにおけるボランティアの育成と活動の充実については、施設介護サポートー養成事業受け入れ事業を市から受託しまして実施を行っています。また、学生向けのボランティア募集のチラシを作成し、近隣大学にも呼びかけを行う予定です。コミュニティケアサロンのあり方の検討は未着手でございますが、市においてこの12月、北町4丁目旧山崎邸活用検討委員会の設置をされ、活用方法の検討が行われますので、これにあわせて検討してまいります。次に、財政健全化計画でございます。権利擁護センターの体制に見合った職員の配置、地域福祉権利擁護事業を主体とした権利擁護事業への移行は、有償利用者世帯数の減少、権利擁護事業利用者の意向状況にあわせて隨時担当職員数の調整を行ってまいります。事業補助金に関する協議は、地域福祉権利擁護事業に要する経費は他市での実施状況を踏まえますと、東京都社会福祉協議会からの委託金だけでは賄つていけない実態がございます。成年後見を名目に、実態として一部補助を受けている形でございますが、今年度においては実際に必要な経費を明らかにしていきたいと考えております。利用者の増加については、記載のとおりでございます。報酬助成制度に関して市との協議につきましては、成年後見の市長申し立て案件については一定の報酬が出る方向で協議中でございます。公社以外の他の機関が受託をしても、委任を受けても報酬が出るような制度になる方向で協議中でございます。ただし、公社に関しては、公社で市長申し立て案件を扱っている部分の経費の補助金をもらうかわりに、同額の他の補助金が削減される予定でございます。ケアプラン数の増加と維持は、平成27年8月時点で一人当たり31件の居宅介護サービス計画、4件の介護予防サービス計画を持っていますが、一人34件を目指しているところでございますサービス提供責任者の適正な人員配置については、ホームヘルプあり方検討委員会の中でサービス提供責任者の役割等について検討しております。訪問介護事業のサービス提供時間の増加については、居宅介護支援事業所を訪問し、利用者の確保に努めているところでございます。利用者サービス提供時間の増加につきましては、一ヶ月に1件、利用者数が増加、一ヶ月2件の増を目指してまいります。生活支援ヘルパーについては、10月より順次、地域支援事業へと移行しているため、本項目については削除したいと考えております。認知症見守り支援ヘルパー派遣事業の委託単価の検討、受講料の検討は、記載のとおりです。次に、職員配置の均等化については、在宅介護支援センターに平成28年度より生活支援コーディネーターとして新たな業務の追

加とともに、1名増員配置は予定をされているところでございます。機能訓練指導員の常時配置については未着手ですが、個別機能訓練加算1にかえて、中重度者ケア体制加算を取得、それから、個別機能訓練加算2を継続し、新たに認知症加算を取得予定でございます。北町高齢者センターのサービス見直しによる経費節減、ですが、バスハイクは少人数での買い物などの外出プログラムに変更いたしました。また、スウィングで行っていたクリスマス会をセンターで実施することとし、利用者の負担や経費節減を図ったところでございます。また、地元農家からの野菜購入や業者からの冷凍の魚の購入などにより、安価な食材を思考中でございます。稼働率の向上につきましては、ケアマネ事業所に空き情報を送ることで登録数を定員より若干ふやし、稼働率は90%台を維持しております。稼働率アップと利用者の要介護度の上昇により、9月は昨年同月よりも収入が10%増、前年度前期比で報酬約2%増という状況です。今後、介護福祉士をふやし、中重度ケア体制加算や個別機能訓練加算2がとれる体制づくりを行うことで増収を図ってまいります。所長職の検討は、記載のとおりでございます。適切な補助金の確保は、生活支援デイサービス補助金は平成28年度で完全廃止予定でございまして、今年度は前年度比マイナス500万円でございます。権利擁護事業利用者の減少に伴い、東京都包括補助約600万円が来年度減額見込みであったため、市と協議をいたしまして、東京都包括補助のうち成年後見活用安心生活補助事業の補助額の未活用分を市に活用してもらうことで同額の補助を確保したところでございます。プリンター複合機の入れかえについては、記載のとおりです。それから、11月に中間監査を実施していただきまして、五十嵐、安田両監事よりおおむね適正に処理されているとのご意見をいただいたところでございますので、申し添えます。報告は以上です。

質疑

安藤理事 理事長からも常務理事からもありました、財援団体のあり方の検討ということで、社協と公社と市の3者で今検討されているということでしたが、この目的は何だったのか。社会の情勢、あるいは、サービスを必要とする人たちの状況が変わっていく中で、社協と公社が一体化することによって新たな役割みたいなものがどういうふうに構想されているのかお伺いしたい。

福島常務理事 主に統合した場合にメリットがあるのか、どういうデメリットがあるのかということを中心に議論をしてまいりました。在宅サービスを中心に地域の力がないとこれからの介護を支えていけないという部分がありますので、福祉公社にとって介護サービスの現場を数多く抱えて、利用者に接しているわけですけれども、地域との連携といった部分では不十分

な部分もあると考えております。一方で、社会福祉協議会のほうは、これは地域福祉活動の支援を中心に事業展開をしておりますので、地域と連携をし、地域の課題を地域の支援活動を行っている方たちと一緒に活動をしているという状況がございます。社協としては逆に言うと、個別の要援護者については直接そういう課題がとらえられないといった部分がございますので、この辺は双方が一緒になることにより一層、利用する市民、それを支援する市民、それから、支援する社協と福祉公社という機関が一体となって共助、互助の力が一層発揮できるところがメリットとしての中心と考えております。公社と社協の統合事例というのは数多くありますし、今アンケートの集約中ですが、2つの団体を統合するための事務的な課題はあるんですが、具体的なメリット、デメリットは語られずに統合しているケースが多いと考えておりますが、武蔵野市の場合、どういう姿が一番望ましいのかというのを、今後設置するであろう両団体の機関にたたき台としてお示しできるような事務的な整理をさせていただいているという状況でございます。

長澤理事長 武蔵野市は、他市に比べ財政援助団体の数が多いというの課題がありました。その中で統廃合の問題が出てきたわけで、公社と社協については以前からずっと長い間言われてきているところですけれども、前市長とのヒアリングの中で、公社のホームヘルプサービス事業等民間に任せたほうがいいんじゃないかとの議論もございました。公社本体として残るのは有償サービスの転換使用と、権利擁護なんですね。そのときに市が、小さな権利擁護という事業だけ単体でやっていく必要性はあるのか問題提起がございました。公社の事業そのものはすべてセーフティーネットであると考えておりますので、最終目的としては、この公社と社協でこれからの中の福祉サービスを支えていくには本当に地域の力が必要で、それをどうやって作っていくか、統合しないとできないものかどうかも含めて、考えていく必要があると考えております。市の調整計画では、統合に向けて準備すると書いてございます。事務レベルでしっかりとメリット、デメリットを検討した上で必要に応じて専門的な有識者の検討委員会を設置する中で、統廃合については公社の存在そのものについて大きな問題ですので、もし結論が出た際には、理事会としてどういう方向かもご議論いただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

このほかに理事から質疑、意見はなかった。

以上をもって、議案の全部を終了したので理事長は閉会を宣言した。